

津久見市地方創生人材奨学資金返還支援事業

～津久見に「住んで」「働く」若者の未来を応援します～

津久見市に住む皆さんへ



奨学金の返還を **最大100万円** 支援します！

津久見市地方創生人材奨学資金返還支援事業とは

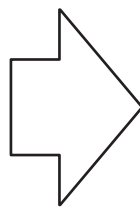
定住・地元就職の促進、有用な人材確保などに加え、津久見高等学校への進学率向上、奨学金の返還負担のため進学等を断念する若者への修学奨励を目的として、大学等に在学した期間中に貸与を受けた奨学金の返還について支援する「津久見市地方創生人材奨学資金返還支援事業」を新設します。

対象者は①～⑥を全て満たす方

- ①津久見市に住所を有し、大学等に在学した期間中に奨学金の貸与を受けた方
- ②令和5年4月以降に事業所等に正規雇用者として雇用された方
- ③市税等を滞納していない方
- ④奨学金の返還について他の助成(免除など)を受けていない方
- ⑤津久見市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではない方
- ⑥原則として、申請時から10年以上定住する意思のある方

支援制度の特徴

☆第一次産業、自営業もOK
☆津久見市に住めば、
市外の事業所勤務でもOK
☆津久見市出身者や津久見高等学校の
卒業生など厚く支援
☆年齢制限なし



- ・小規模事業者や事業承継を支援します！
- ・多様な働き方を支援します！
- ・津久見に縁のある方を支援します！
- ・UIJターンを促進します！

問い合わせ

商工観光・定住推進課

☎0972-82-2655 e-mail : tsu-kankou@city.tsukumi.lg.jp